

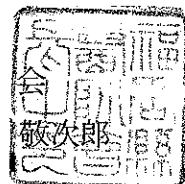


福岡県医発第982号(保)
平成14年 8月24日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



指定介護療養型医療施設における介護支援専門員の配置について

指定介護療養型医療施設の人員配置基準の中で介護支援専門員の配置については、現在経過措置により、「介護支援専門員又は看護に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員」となっていますが、この経過措置が平成15年3月末日までとなり、平成15年4月1日より介護支援専門員の配置が義務付けられます。

つきましては、現在、介護支援専門員の配置ができていない施設において、平成15年4月1日より介護支援専門員の配置が間違いなくなされるよう関係医療機関へ周知方よろしくお願い申し上げます。